



CONTENTS

I New Dean

法学研究科長就任にあたって個人的に思うこと 白井 豊 2

II New Face

上洛のご挨拶 川中 啓由 4

新任のご挨拶 山本 圭 5

民法好きを増やしたい 松岡 久和 6

III Academic Conference

„Juristentreffen der Deutschland Alumni des ostasiatischen
Fachnetzwerkes für Rechtswissenschaft“ 出口 雅久 8

IV My Book

自著紹介『子どもの法定年齢の比較法研究』『新時代の比較少年法』 山口 直也 10

自著紹介・大久保史郎・樋爪誠・吉田美喜夫編著

『人の国際移動と現代日本の法—人身取引・外国人労働・入管法制』 大久保史郎 12

『面会交流支援の方法と課題』 二宮 周平 14

『現代行政学とガバナンス研究』刊行までの長い道のり 堀 雅晴 16

V Study Group

研究会 18

VI Research Grant

科研費 18

New Dean

新法学研究科長挨拶

法学研究科長就任にあたって個人的に思うこと

臼井 豊 *USUI Yutaka*

現実の社会に目を向けますと、企業をめぐるガバナンス不在やブラック化・過労死、ダイバーシティやワークライフバランス、少子高齢化など問題は山積みであるにもかかわらず、政治行政・実務における政策実現が遅く、またせっかく作られても法制度・ルールへの理解が不十分なため、私たちの暮らしは豊かさからほど遠い状況にあります。この現状は、法律・政治問題、つまり法学・政治学に精通したスペシャリストがまだまだ日本社会に根付いていないことを表しているのではないのでしょうか。翻って、同様に専門性の高い理工系分野に目を転じますと、大学院進学率は高止まりしており、お陰で、当該分野の発展はめざましく、国際競争力もあり、不安定な国際情勢の中でもしっかりと日本を支えています（もっとも科学雑誌「ネイチャー」によれば、大学への交付金が減らされたため、若手の研究環境が厳しく「科学界のエリートとしての地位」の崩壊が懸念されており、考えさせられます）。

以上に鑑みますと、大学院でより高度な法学・政治学に関する専門性を身につけた層を、日本社会は求めているように思われます。また教育に携わる身として、技術革新などめまぐるしい社会変化の荒波を乗り切るために、大学生たちには「社会に出てから活躍できるだけの『のびしろ』」をしっかりと培い、専門性を生かした職場で働き社会に貢献してほしいと願っていますが、必ずしも大学4年間だけでは難しいように思います。飛躍的に平均寿命も伸び続けていますし、また欧米な



どグローバル目線で見ますと様々な専門分野を渡り歩いたり専門性を追求して学修したりする人は珍しくありません。このように考えますと控えめに見ても、大学院進学には一定の意義は残されているように思います。

しかしながら、担い手となる大学生を取り巻く経済環境は、奨学金問題に代表されるとおり厳しく、大学生の公務員志向は「本来大学院が求めるような学生層」の間ではとくに強いのが現状です。この点、今年度から、ようやく大学院学費の値下げが実現し、一定の援護射撃となることは期待できます。ただ他大学と比較してみれば横並びであり、目玉の政策とまでは言えません。他大学の大学院も軒並み入学者激減に苦勞していますから、大学院の入学者を増やすことにははや特効薬などはないように思えるわけです。

そこで原点に立ち返りますと、安定志向で

慎重な大学生が大学院に進学してみたいと思えるような「憧れの院生」を育てること、そしてその後の進路と活躍の様子を知ってもらうことや、私たち教員が専門分野の魅力・楽しさを伝えていくことこそが大切なのではないのでしょうか。何を隠そう、私もこれがかきかけでした。ただこれを、教職員、院生、OB・OGの皆様のご協力なくしては成し遂げることはできません。たとえば院生さんがTAとしてゼミなどの小集団科目を通して、そのリアルな姿・背中を間近に見せてくれることも有意義でしょう。私たち教員より数倍恵まれた研究施設「究論館」の充実ぶりも、まったく知られていないように思います。いわば「ロコミ」を通して、一人でも多くの大学生、とくに本学の法学部学生に、進路としての「大学院法学研究科の存在」を知ってもらい選択肢の一つに加えてもらう必要があるように思います。その取組みとして、すでに昨年度から、法学部の協力を得て学びマップによる指導の際にご尽力いただいているわけですが、より協力・連携体制の強化をお願いしようと考えているところです。後は、肝心の時間的余裕が私たち教員に与えられるよ

う、宮井学部長のご協力も得ながら粘り強く発言していきたいと思っています。いみじくも研究科長としての初仕事は、3月8・9日に開催された「2016年度常任理事会スプリング・レビュー」への出席でありましたが、初日の最後に、外部講師を迎えて「ダイバーシティ研究環境実現等に関するセミナー」があり、会議等の合理的削減が提唱されていました。この意味するところを、ワークライフバランスとの関係でも重く受けとめるべきであるように思います。

最後になりましたが、皆様方のお知恵を拝借しながら、厳しい現状と向き合って、手の届かないような夢物語ではなく実現可能な取組みを一步ずつであります。不言実行できればと考えております。幸いにして、今年度と一緒にお仕事をする執行部メンバーは見識豊かな方ばかりで、とくに大学院担当副学部長の石橋先生は二年目であり、不慣れな私に適確なアドバイスをして下さるでしょうから、大変心強く思っております。

法学研究科にお力をお貸し下さいますようお願い申し上げます。

(うすい ゆたか・民法)



大学院生の研究棟「究論館」

新任紹介

New Face

上洛のご挨拶

川中 啓由 *KAWANAKA Hiroyoshi*

2017年4月に上洛を果たしました川中と申します。伝統ある立命館大学法学部で研究と教育の機会をいただき、身の引き締まる思いしております。

満開の桜の下、衣笠キャンパスを歩きながら、今から十数年ほど前、法科大学院制度の揺籃期に、京都で法律実務を学ぶなら衣笠の趣がよい（今は二条ですが・・・）と立命館大学を選択し、唯一受験した関西の大学がここであったと思い出し、何やら不思議な因縁を感じずにはられません。

また、前職まで早稲田大学におりましたので、関西の大学に対して直接的な関わりを感じる機会は多くはありませんでしたが、思い返してみると、今までに大変お世話になった少なからぬ先生方（研究の道に導いていただいた先生も含まれています。）が、実は立命館ご出身であられたことに思い至り、今更ながらに縁の深さに驚いています。

立命館大学は、早稲田大学と同様に、日本有数の大きな大学としても有名ですが、立命館における教員と学生の（その規模からは信じられないほどの）距離の近さ、将来を見据えながら明るく前向きに取り組む真っ直ぐな学生の雰囲気には驚いています。これもひとえに先生方、事務職員の皆様が一体となって学生と向き合う立命館の教育スタイルの賜物なのだろうと感銘を受けております。

私も早く立命館の雰囲気に慣れ、立命館の教育スタイルを体現できるよう精一杯頑張つて参る所存ですので、ご指導、ご鞭撻のほど、



何卒よろしくお願ひ申し上げます。

また、申し遅れましたが、私の専門は民事手続法です。民事手続法という判決手続にとどまらず、執行保全、倒産、仲裁・・・とその射程は広いのですが、私はその中でも特に倒産法に魅せられ研究を続けております。

倒産法と聞いてネガティブで後ろ向きのイメージを持たれる方も多いですが、ビジネスの世界ではもはやそんなことはありません。プロジェクトのスタート段階から倒産局面に目を配りながら契約書をドラフティングしたり、事業再生の機運が高まるや新しいビジネスの可能性を模索しながらM & Aが繰り返されています。そこでは組織再編や知的財産権に関する最先端の生々しい議論も繰り返されています。

ビジネスの喧騒から離れた学問の街、京都

衣笠の地で、腰を落ち着けて最先端のビジネス法務をじっくりと研究し、立命館法学の発展に少しでも寄与することができればこれほど嬉しいことはありません。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

(かわなか ひろよし・民事手続法)

New Face

新任紹介

新任のご挨拶

山本 圭 *YAMAMOTO Kei*

このたび、政治思想史担当教員として着任いたしました山本圭と申します。私は京都府の舞鶴市の生まれということもあり、京都府、とりわけ京都市内にある立命館大学・法学部という伝統ある組織に研究・教育の拠点をかまえることができ、とても嬉しく思っております。まだ着任して一ヶ月あまり、いろいろと分からないことだらけで、ご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、どうかよろしくお願い申し上げます。

研究者としてのキャリアについては、神戸大学で学士を、名古屋大学で修士号・博士号を取得したあと（そのかん英国エセックス大学に留学）、国際基督教大学で日本学術振興会特別研究員（PD）として一年を過ごし、その後、岡山大学の教育学研究科で、政治学担当教員として三年を過ごしました。あちこちをふらふらとしてまいりましたので、いろいろな言葉が混じっております。

専門分野は、民主主義の思想・理論で、博士論文ではエルネスト・ラクラウとジャンタル・ムフが提唱した根源的民主主義（ラディ



カル・デモクラシー）について研究しました。政治学業界では、対話を中心とした熟議民主主義論が国際的にも国内的にも盛況ではありますが、根源的民主主義は敵対性と多元主義を重視し、熟議とはまた異なった民主主義のビジョンを展開しています。また最近では、「嫉妬 envy」という感情と現象に関心を持ち、民主主義社会はこの厄介な感情とどう付き合っていけばいいのか、アリストテレスに

始まる古典を繙きながら考えているところです。またこの概念を手掛かりに、ロールズ『正義論』を端緒とする分析系政治哲学と、それ以外の大陸系の政治哲学との架橋についても一石を投じることができればと、(恐れ多くも?) 考えているところです。

私生活では、恥ずかしながら人に自慢できるような趣味は持ち合わせていません。とはいえ、そろそろいい年になってきたので、いろいろと新しいことに挑戦したいと思っています。まずは時間を見つけて、京都という街をあちこち散策したいと思います。またおすすめのスポートなどありましたら、ご紹介いただけますと幸いに存じます。

今後ともご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

○主要業績

『不審者のデモクラシー：ラクラウの政治思想』(岩波書店, 2016)

(翻訳) ヤニス・スタヴラカキス『ラカニアン・レフト：ラカン派精神分析と政治理論』(岩波書店, 2017)

(やまもと けい・政治学)

新任紹介

New Face

民法好きを増やしたい

松岡 久和 *MATSUOKA Hisakazu*

このたび、大学院法務研究科に着任いたしました松岡久和と申します。私は、京都大学法学部及び同大学大学院法学研究科で学んだ後、龍谷大学(12年在職)、神戸大学(4年在職)、京都大学(18年在職)で民法の研究・教育に携わってきました。滋賀県立虎姫高等学校から大学院までの同窓生(私が2年上です)である松宮さん(当時法務研究科長)からお誘いを受けて、定年より4年早く京都大学を辞し、立命館大学にお世話になることになりました。

私の研究生生活は、民法177条における第



三者の主観的態様の問題からスタートし、財産権の帰属を保護する際の物権・債権の区別の再編成、不当利得制度、債権回収を強化し金融を円滑にする担保制度、契約とリスク配分、ヨーロッパ民事法の動向、消費者問題などを扱ってきました。法制審議会の幹事や委員として、担保執行法改正や民法（債権関係）改正という立法関係の仕事にも携わってきました。ここ数年は東アジアにおける4地域（韓国・中国・日本・台湾）の民法研究の交流にも力を入れています。新旧の司法試験考査委員や、民法には直接関係しない京都府公害審査会・開発審査会、京都市消費者保護審議会、宇治市入札監視委員会・個人情報保護審議会などの委員の仕事もしてきました。このように、良くいえば、民法以外の法律問題にも関心を持って、財産法を非常に幅広く体系的に見渡してきましたので、制度横断的で多角的な問題検討が得意だと思います。他方、広く浅く関心の赴くままに仕事をしてきて器用貧乏になっていないかと反省することもあります。

研究と同等に教育にも関心と情熱を注いできました。教科書や解説論文が多数ありますが、本年3月17日の結婚記念日に2社から同時刊行した（非常に異例です。その経緯は

両書の「はしがき」で説明しています）『物権法』（成文堂）と『担保物権法』（日本評論社）は、長年の研究をふまえて教育面でもいろいろ工夫をした本です。

「インターカレッジ民法討論会」は、難解な問題を含む具体的な事例を素材に、ゼミ生に立論・討論を競わせ、評価の投票も行わせ、さらにゼミ担当教員が参加ゼミ生の前で丁々発止のパネルディスカッションを行うものですが、1994年に私が創設して以来22年間続き、法学セミナー（日本評論社）の名物企画になっています。

1999年に開設したWebページ（<http://matsuokaoncivillaw.private.coocan.jp/>）では、要旨付業績一覧・講義レジュメ・試験問題とその解説・研究資料の公開など、ひろく無償で情報発信を行っています（多趣味ぶりを示す自己紹介は、そちらをご覧ください）。

私は、民法の諸現象を考えるのが趣味の一つであり、優れた同僚や院生・学生に恵まれて、充実した研究・教育人生を送ってきました。立命館大学の法科大学院においても、試行錯誤しつつ、私の個性を生かして民法好きを増やしたいと思います。法科大学院生の皆さんは、こういう私を使いこなしてみてください。よろしくお願いします。

（まつおか ひさかず・民法）



Academic
Conference

学会開催報告

„Juristentreffen der Deutschland Alumni des
ostasiatischen Fachnetzwerkes für Rechtswissenschaft“出口 雅久 *DEGUCHI Masahisa*

2017年3月24日から26日まで第四回東アジア法律家会議が、ドイツ学術交流会、コンラート・アデナウアー財団、ロベルト・ボッシュ財団、社会科学国際交流江草基金、DAAD友の会、石川明教授記念手続法研究所、本学・法学部、リサーチオフィス、国際平和ミュージアムなどのご協力により創思館カンファレンスルームにおいて開催され、ドイツ、フランス、タイ、ベトナム、台湾、中国、韓国、日本など国内外から総勢80名の法学研究者・実務家などが参加した。東アジア法律家会議は、これまでソウル、台北、北京と二年に一度ドイツ学術交流会が中心となって東アジアの若手法律家のネットワークを構築するために開催してきたものである。今回の国際シンポの準備にあたっては、ハーゲン通信大学法学部ハンス・ペーター・マルチュケ教授に大変お世話になった。また、大会の前後を通じて、本学の教職員・学生・院生および関係者の皆様から献身的なサポートをいただいたことに記して感謝の意を表したい。とくに、フライブルク大学からの交換留学生である Tha-Phuong Vo 君には大会三カ月前か



3月24日の基調講演を行う Jean-Paul Costa 欧州人権裁判所元長官

らほぼ毎日、私の大会事務局助手としてご協力いただいた。

さて、初日の3月24日は、日本国憲法制定70周年記念国際シンポジウム「欧州とアジアにおける人権」が英語で開催された。来賓として、2015年の戦後70周年記念国際シンポに続いて再度本学をご訪問頂いた Kim Hwang-Sik 前韓国国務総理をはじめ、Francesco Fini 欧州連合副代表、大阪・神戸総領事館代表、各財団の代表などからも丁重



3月24日の国際シンポの終了後の懇親会にて（右から、Kim Hwang-Sik 元韓国国務総理、ドレスデン工科大学 Prof. Wolfgang Lüke、吉田美喜夫総長、ソウル国立大学 Prof. Moon-Hyuck Ho と筆者）



3月25日にセッション基調講演を行うProf. Rupert Scholz(元ドイツ連邦国防大臣)

なご挨拶を頂いた。その後、本学の吾郷眞一教授(アジア開発銀行行政裁判所判事)に司会をお願いし、Jean=Paul Costa 欧州人権裁判所前長官(ストラースブル国際人権研究所所長)が「欧州における基本権保護システム」と題する基調講演を行い、引き続いてコメンテーターとして本学の葉師寺公夫教授、神余隆博教授(関西学院大学副学長)、谷口安平教授(シンガポール国際商事裁判所判事)より詳細なコメントを頂き、有意義なディスカッションが展開された。国際シンポの終了後には、本学諒友館地下食堂において激務の中を駆けつけていただいた吉田美喜夫総長の乾杯の音頭で懇親会が開催され、ヨーロッパとアジアの法学研究者・実務家が親交を深めることができた。

二日目の3月25日から三日目の3月26

日は、DAAD友の会会長として日独交流に献身的に貢献されてきた故石川明慶應義塾大学法学部名誉教授追悼国際記念シンポジウムとして開催され、「欧州とアジアにおける憲法、民事法、刑事法の観点から見た法実務および法理論における基本権保護」をテーマとして、ミュンヘン大学Rupert Scholz名誉教授(元ドイツ連邦国防大臣)、バッサウ大学Robert Esser教授、ドレスデン工科大学Wolfgang Lüke教授による各セッションの基調講演を行った後、ドイツに留学したアジアにおける若手法学者・実務家によるドイツ語による報告・質疑応答が行われた。

ところで、今回の国際シンポジウムでは、改めて学術用語としてのドイツ語の重要性について再認識することができた。同じ漢字文化圏にあり、アジア諸国の中の隣国同士にもかかわらず、残念ながら必ずしも友好的な関係にない国同士の研究者間であっても、学術用語としてのドイツ語を通して真の相互理解を深めることができることは極めて意義深いことであると考え。3月26日に開催された夕食会のお別れのご挨拶の際に、元韓国国務総理Kim Hwang-Sik先生に、日本語で「大変ご苦労様でした」との労いのお言葉を掛けていただいた。私は、このKim先生のお言葉は一生の宝物として記憶に留めつつ、今後の日韓学术交流にも微力を尽くしたいと決意を新たにされた次第である。

(でぐち まさひさ・民事訴訟法)



My Book

自著紹介

自著紹介 『子どもの法定年齢の比較法研究』
『新時代の比較少年法』

山口 直也 YAMAGUCHI Naoya

すでに18歳有権者による国政選挙が実施され、民法の成年年齢、少年法の適用対象年齢もそれぞれ18歳へ引き下げる議論が進行中です。子どもと大人を分ける根本規範が大きく変わろうとしており、われわれの社会は大きな過渡期にあるように思えます。

そのような中、子どもの法定年齢の意義及び少年法の在り方について、それぞれ多くの研究者仲間との研究成果を公表する機会に恵まれました。

まず、2017年2月に編著者として出版した『子どもの法定年齢の比較法研究』は、公法、民事法及び刑事法の15名の研究者による共同研究の成果です。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国を比較法の対象として、それぞれの国の選挙権年齢、被選挙権年齢、飲酒・喫煙年齢、契約年齢、医療同意年齢、親権対象年齢、婚姻年齢、少年法対象年齢、刑事裁判所移送年齢等について、その立法趣旨を明らかにすることを主眼に、社会的、経済的背景、その歴史的経緯も踏まえて検討を重ねたものです。

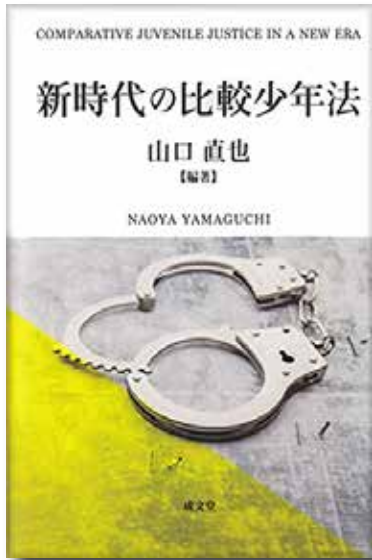
比較法の対象とした先進5カ国の各法領域を専門に研究する若手、ベテラン研究者との研究会、学会発表等を通じて研究内容を深め、着想からおおよそ2年で15本の論稿を1冊の書にまとめることができました。本学同僚からは、アメリカ公法を研究されている倉田玲教授に「アメリカ合衆国の連邦制度と公法分野の法定最低年齢」を、ドイツ公法を研究されている植松健一教授に「ドイツ公法における年齢——選挙年齢とその他の法定年齢との関連性の検討を軸に——」をそれぞれご執



『子どもの法定年齢の比較法研究』
山口直也編著 成文堂
2017年2月 ¥6,000 + 税

筆いただいています。

立場や主張がそれぞれ異なる15名の研究者の見解・意見を統一することはもとより不可能である事は当然ですので、本書は、そもそも、わが国の18歳選挙権年齢の是非、18歳民法成人年齢の是非、18歳少年法対象年齢の是非について結論を示すことは行っていません。しかしながら、諸外国の立法事実、立法過程、法運営を分析する中で一定の共通の事実を確認することは可能であると考えていましたので、その点については明らかにできたと思っています。そしてその内容は、現在進行中のわが国の法改正の議論に一定の影



『新時代の比較少年法』
山口直也編著 成文堂
2017年3月 ¥5,000 +税

響を与えることができるのではないかと願っています。ぜひ内容をご一読いただければ幸いです。

2冊目は、2017年3月に同じく編著者として出版した『新時代の比較少年法』です。アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ドイツ、フランス、スウェーデン、韓国、そして日本の少年法を専門に研究する第一人者に、それぞれの国の少年法の成り立ちから現在に至るまでの少年法の特徴をダイナミックに分析してもらいました。本学同僚からは、森久智江教授に「オーストラリア少年司法における Restorative Justice の現代的意義」について論じていただきました。

本書においては、特に、少年法の厳罰化、子どもの権利論、被害者権利利益論を基軸として、当該国の少年司法の現代的意義をその歴史をさかのぼって検討したうえで、わが国の少年法が突き進もうとしている方向性の当

否を論じようと考えていましたので、共同執筆者の方々にはその点を意識した議論展開をお願いしました。

着想から2年半、基本的に志を同じくする研究者仲間、学会報告、研究会報告等を通じて入念な議論を重ねてきました。もっとも時間の経過とともに、当初の問題関心である少年法の厳罰化のみならず、わが国においては、少年法の適用年齢の引き下げという新たな論点も浮上し、共同研究の対象の幅も広がっていきました。それゆえに新たな議論をフォローするなどして、当初の見込みより発刊時期は遅れましたが、その分、中身が充実したものになったと自負しているところです。本書の成果が、現在、法制審議会で進行中の「少年法適用対象年齢の18歳未満への引き下げ」の議論に一定の影響を与えることができるとすれば望外の幸せです。本書についてもぜひともご一読いただければと思います。

最後になりますが、一言だけ述べさせて下さい。

私自身、立命館大学に勤務して8年目に入りますが、本学は、研究助成、出版助成、学外研究など、さまざまな面で教員の研究をサポートしてくれるすばらしい大学であると実感していますし、研究者としての幸せを感じています。すでに2013年に法学会の出版助成を受けて『少年司法と国際人権』(成文堂)を上梓しました(ニューズレター76号19頁)が、今後の目標は、このすばらしい研究環境の中で、少年法研究者として2冊目のモノグラフィーを出版することです。テーマは「米国少年法の研究」です。この目標が達成できた折には、また、この誌面をお借りしてご報告できればと願っています。ありがとうございました。

(やまぐち なおや・少年法、刑事訴訟法)

My Book

自著紹介

自著紹介・大久保史郎・樋爪誠・吉田美喜夫編著

『人の国際移動と現代日本の法 — 人身取引・外国人労働・入管法制』

大久保 史郎 *OKUBO Shiro*

1. 現代世界の特徴をグローバル化、ボーダーレス化として語るようになって久しい。金融・資本はもとより、もの（日々の食料・衣料・電化製品まで、その大半を）、情報・サービスなどの全生活分野に及んでいる。にもかかわらず、その実態を自分の生活・存立に結びつけて意識化できない日本社会、日本国民をどのように考えたらいいのだろうか。それでいて、あるいは、それゆえにか、自分と外との関係・環境を日本が、米国が、韓国・中国が、という旧態依然たる国民国家意識・言説によって裁断する風潮が蔓延している。人文・社会科学—とくに政治・法学の研究にあっても、これが牢固として存在しているように見える。グローバル化とそれが及ぼす影響の研究・事実認識は、いまだ、五里霧中の状態にあって、そのこと自体がまだ十分に意識化されていないと思う。

このなかでも「人」の「グローバル化」は、その影響が直接的で、可視的であり、しかも今や、日本の現実問題（例、日本人口の減少と少子高齢化）と直結しているにもかかわらず、その把握、問題の性格への考察が進んでいない。

2. 本書に収めた諸論考は、序論と第I部で、「人の国際移動」をめぐる日本の現状と対応を概観し、第II部・III部で、その最底辺を形成する「人身取引」や「外国人労働」の実態と対応を、各国比較を含めて、具体的に追っている。第II部は、日本と東アジアの人身取引の実態、法的対応（東南アジア、タイ・フィリピン・韓国・中国）、そして、日本の政策と法、実態についての現状分析を行い、III部



『人の国際移動と現代日本の法
— 人身取引・外国人労働・入管法制』
大久保史郎・樋爪誠・吉田美喜夫編著
日本評論社

2017年2月 ¥7,400 + 税

で、外国人労働者の実態と労働法制・外国人技能実習制度の実態を扱う。その上で、第IV部で、現代日本の入管法制の法学的分析を試みている。

3. 本書の対象はたしかにどれも扱いにくい。これまでにまとまった法学的、政治学的な、また、経済学的な研究がない。近年、事件・社会問題として報道され、自発的な取り組みが生まれて、ようやく社会学的な調査研究が出てきた段階である。既存の社会科学、とくに法学・政治学・経済学は、問題をともに扱えない水準にとどまる—課題意識をもっていないし、もちろん、政策的知見も打ち出

していない。事態の進行を眺め、実務に委ねている。率直に言って、本書も問題の一端を論じたにとどまるかもしれない。このような現状がなぜ生じているか、いくつかの原因、理由があるだろうが、一つだけ明確なのは、既存の学問方法、たこつぼ的意識では扱えない対象であるということである。研究思想(という言葉があるとしたら)の刷新を必要としているように思える。

4. 公刊に至る経過をいうと、末尾の「あとがき」と「資料」にあるように、2010年から2012年度の学術振興会基盤研究(B)「東アジアにおける人身取引と法制度・運用実態の総合的研究」(基礎法学)とその後の立命館大学国際地域研究所「人身取引・入管法制」研究会の成果である。とくに、2011年国際シンポ「東アジアと日本における人身取引の実態と効果的対策」と2012年12月シンポ「人の国際移動と法一入管法制をめぐって」での報告・討論が基になった。その後、本書になるまでの経過は単純ではなかったが、最終的に24名の執筆陣となり、非法学系の実務、また、国外の研究者が多数、混じり、これらの方々大きく依存する公刊となった。この点で、本書は実務・実態をよく知る関係者と研究者による貴重な共同研究と評価していると思う。ただ、編者の一人としていえば、本書の編集・公刊の過程において、対象とする問題自体がきわめて具体的・現実的であるが、進行形であり、既存の研究領域を越えた多方面の協力・共同が必要なこと、それだけに、全体の方向づけに腐心せざるをえなかったこと、そして、私じしんの非力を痛感する。

5. こうして、本書公刊にたどりついたとはいえ、しかし、「人の国際移動」はますます加速し、これによる現実問題が次々に発生し、かつ、どれもが逼迫している。悪いことに、日本社会はこの事態に気づかない。だから、現状把握や分析も、政策展開も遅れ、したがって、場当たりの対策に終始している。「人

身取引」に露呈する日本社会の人権意識とまともな法政策の乏しさは、「従軍慰安婦」問題への日本の政府、そして、日本社会の姿勢と表裏一体である。若年中国人を主力とする「外国人労働者」問題も同じ土壌にある。高齢化・少子化対策としての外国人労働の医療・福祉・介護分野でのご都合主義的な「導入」は明らかである。問題の基本は、日本社会を現代の「人の国際移動」そのものに位置づけて、根本的に見直すことであるが、私たちにその素養がない。しかし、これを日本社会の責任と済ますわけにはいかないだろう。少なくとも研究者は、世界も日本も現代のグローバル化によって、構造的、社会実態的な変動の渦中にあること、これを具体的に、説得的に提示する責任を負っていると思う。

本書で、まったくないとはいわないが、十分に打ち出せなかったこと、盛り込めなかった点がある。それは、「人の国際移動」のダイナミズム、すなわち、各国の内外で、創造的な人間関係、社会関係、かつてない次元・意義をもって、あらたな人・社会の成長と発展を現につくりだしていること、「人の国際移動」の未来に向う面の指摘、解明がそれである。日本社会は、他国での移住・移民に対する「マサツ」にはすぐ目が向くが、研究者がそれでは困る。法学の責任分野でいえば、一つは、この視点からの入管法制の研究であると思う。これに取り組む共同研究が始まることを期待している。

6. 編者にあるまじきことを並べ立てたが、こうした現状と課題の中であって、あえて、本書に寄稿し、協力を惜しまなかった本書執筆者の方々、また、2010年以来の研究プロジェクト、シンポジウムに参加された方々に心からの感謝の意を表す。また、この研究の事務方を務めた国際地域研究所、リサーチオフィスのの方々にお礼を申し上げる。

(おおくぼ しろく・憲法)

My Book

自著紹介

『面会交流支援の方法と課題』

二宮 周平 *NINOMIYA Shuhei*

本書は、2015年11月29日、立命館大学朱雀キャンパスで開催した「面会交流支援団体フォーラム2015」(*)の各支援団体の報告と事前のアンケートを中心に、その後の新しい支援活動の展開等を紹介したものである。各団体のみなさん、関係者に多数執筆していただいた。

面会交流とは、別居や離婚後、別居している親と子が会って遊んだり、話をしたり、食事をしたり、宿泊したりするなど親子として交流することをいう。1960年代以降、家庭裁判所の実務(調停や審判)の中で、「面接交渉」として認められてきた。ようやく2011年、民法766条に明文で規定された。しかし、一番新しい厚労省「全国母子世帯等調査結果報告」(2011年)によれば、子と別居している父との面会交流が続いているものが27.7%、子と別居している母との面会交流が続いているものが37.4%である。多くの子どもたちが離婚後、別居親と交流ができていない。

別居親と子との円満で継続的な交流は、親と子の絆を保つことであり、子も別居親が自分を見捨てていないことを確信できる。子は家族やさまざまな人たちとの交流を通じて、愛情と信頼の大切さを体験し、自尊感情を抱き、他者を愛し信頼することのできる力を育てていく。また子によっては囚われることのある、自分のせいで父母が離婚したのではないかという罪障感を払拭できる。子の成長発達にとって、別居親やその家族との交流も欠かせないのである。こうした観点から、家庭裁判所は、①別居親による子の虐待のおそ



『面会交流支援の方法と課題
～別居・離婚後の親子へのサポートを目指して』
二宮周平編 法律文化社
2017年3月 ¥3,200 + 税

れ、②別居親による子の連れ去りのおそれ、③別居親による同居親に対する暴力など特段の事情のない限り、面会交流を実施すべきという立場を明確にした。家事調停の早い段階で、上記の事情について家庭裁判所調査官による調査を実施しての有無を把握し、そうした事由がないと認められる場合には、面会交流を認め、円滑に実施していくための条件の検討や環境整備を行うことを基本方針としている。

しかし、夫婦関係の破綻から離婚に至る過程で、夫婦の葛藤が高まり、信頼関係を失い、

相手の顔も見たくないという事態にまで達する夫婦もいる。一方の威圧的な言動に恐怖心を抱く場合もある。そうした夫婦が離婚後の面会交流に協力的になるのは難しい。しかし、面会交流支援団体が間に入り、子の受け渡し、付き添い、連絡調整などのサポートをすることによって、離れて暮らす親と子の交流を維持し、継続する可能性が生まれる。家庭問題情報センターを嚆矢に、全国で25を超える民間の面会交流支援団体が立ち上がっている。それぞれの団体が、安心、安全、中立、子の利益優先という共通のポリシーと各団体固有の工夫をもって、本当にボランティアで活動されている。私はそのことを、前述のフォーラムで痛感し、離婚紛争の渦中にある親、弁護士等専門職、臨床心理等専門職、家裁裁判官、調査官、調停委員に知ってほしいと思った。それが本書を刊行する目的だった。

おりしも、別居親と子との面会交流を促進するための法律「父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律案」が、超党派の議員立法で提案されようとしている。面会交流を実現できていない親たちの切実な思いを反映している。これに対して、DV被害の妻たちを支援するグループ、弁護士から厳しい批判がある。他方、親の離婚を経験した子どもの立場で面会交流の支援をしているNPO法人ウィーズ副理事長、光本歩さんは、本書の中で「面会交流は子どもが主人公であるべきだ」とし、両親が離婚したことにより親子が過ごしていく形が変わったことは事実だが、親子であることを否定したり、なかったことにしたりする権利は、どちらの親にも、どの大人にもないと述べる。

とかく親や大人の立場から語られがちな面会交流について、子の視点から検討する必要がある。葛藤の高い父母の間で面会交流を

現させ、子の味方になることができるのが面会交流支援団体である。当事者任せにせず、子の成長を保障する社会的な仕組みとして、面会交流支援を位置づけ、各団体の活動を支える財政的な援助を可能とする法律が不可欠である。本書はその問題提起もしている。

*フォーラム開催に当たっては、法学アカデミーの赤塚さん、リサーチオフィスの平田さんにはことのほか、お世話になった。記して感謝の意を表します。なお本書の表紙のイラストは、娘のさち子が作成した。子が親の仕事を理解して協力してくれるほど嬉しいことはない。私的なことだが、ニューズレターなので書かせてもらいました。

(にのみや しゅうへい・民法)

関連資料

『子どものためのハンドブック 親の別居・親の離婚』



子どもたちへの情報提供冊子です。養育支援制度研究会のウェブサイトからダウンロードできます。

My Book

自著紹介

『現代行政学とガバナンス研究』
刊行までの長い道のり堀 雅晴 *HORI Masaharu*

標記の拙著は、2016年度立命館大学学術図書出版推進プログラムに採択されて、この度、無事に年度内に刊行することができました。ここで紹介する機会が与えられましたので、少し刊行までの経緯を振り返りをさせていただこうと思います。その方が、本書へのご理解がさらに進むことになるのではないかと思うからです。

はじめに本書のテーマである「現代行政学とガバナンス研究」ですが、1998年度後期から1年間の学外研究でホスト教授になっていただいた、ピッツバーグ大学・ピータース教授が積極的に取り組まれていたことから、関心を持つことになりました。その成果は、本書2章の初出である「世紀転換期の現代行政学：現代アメリカ行政学の自画像をてがかりに」立命館法学 271・272号 2001年2月と、同3章の「ガバナンス論の新展開：学説・概念・類型・論点」中谷義和・安本典夫編『グローバル化と現代国家：国家・社会・人権論の課題』御茶の水書房 2002年3月となりました。しかし、その当時はガバナンスの概念把握や理論的展開が、今後いかなる展開をみせるのかについて、しっかりと見通しが持てない状況にありましたので、自分の研究もそれ以上に進ませることができませんでした。

その間の研究は、「協働社会における組織と人事：新たなパラダイム創造へ」地方自治職員研修 2003年2月号での「協働型社会」のガバナンス問題の提起や、本書の1章として所収した「リサーチ行政学・地方自治論」大塚桂編『シリーズ日本の政治 第1巻 日本の政治学』法律文化社 2006年4月での「新



『現代行政学とガバナンス研究』
堀雅晴著 東信堂
2017年3月 ¥2,800+税

天地開拓型の方向性」の示唆に留まっていたのです。

ところが、こうした状況に区切りをつけ、ガバナンス研究を本格的に取り組むことになったきっかけは、科研分担研究者として高等教育に出会い、そこでガバナンス論の日本での源流ともいべき事例に出会ったことでした。その成果は、「私立大学における大学ガバナンスと私学法制：2004年改正私学法の総合的理解のために」立命館法学 316号 2008年3月です。なお本書5章では別の角度からそれを考察したものを所収しておきます。またそうした事情は、「ガバナンス論の

現在」同志社大学人文科学研究所編『(人文研ブックレット) 公的ガバナンスの動態に関する研究』2007年12月に色々と書いてあります。

実は2008年度に入ってから、ここでいったん区切りをつけるべく、単著にまとめようとしたことがありました。法学会から刊行助成の対象にもしていただき、出版社も決まりました。しかしこれまでの論考を集め、章立ても色々と考えてみましたが、バランスが整わず、中途半端なものにしかならないことがわかりました。そこで原因を調べてみますと、残されたままとなっている重要な研究課題がはっきりと見えてきました。それは、①先のブックレットで取り上げた第二世代論のガバナンス研究の全面的検討、②社会科学論争ともなっている反基礎付け主義への応答、③ガバナンス研究での自らの立ち位置の明確化です。

したがってそれ以降は、この三課題を順々に解決していきました。①は「民主的ガバナンス・ネットワーク論：Eva Sørensen & Jacob Torfing のマルチ理論アプローチの場合」立命館法学 333・334号 2011年3月、②は本書4章の「ガバナンス論の到達点：ガバナンス研究の回顧と展望をめぐって」新川達郎編『公的ガバナンスの動態研究』ミネルヴァ書房 2011年3月、③は本書終章の「マルクスとガバナンス論：アソシエーション論への包摂に向けて(1)」立命館法学 356号 2014年12月です。

以上の研究を終え、本書は次の見解にたどり着きました。従来のガバメント研究では、ガバメントの宿命であるところのヒエラルキー的でトップダウンを内在させる現代行政学を改善するあり方として、一方で議会改革・オンブズマン・監査機関の関与の強化等の外部的アプローチと、他方で行政官僚制の病理への「処置」としての、アカウントビリティ・

倫理と誠実・公開・公正・法治主義による「健全性」確保の追究という内在的アプローチとを使って研究しています。本書ではそれに加え、新天地開拓型行政学としてのガバナンス研究に注目し、パブリック・ガバナンスの構築に向けたネットワークおよびボトムアップ型による自己統治システムを創造する理論的課題が現に存在していることを明らかにするとともに、それを追究することに学問的な意義があることを積極的に主張するものです。

さて本書がこのような長い道のりの末に刊行されたことにより、お読みになられる方に、一種の学問のパノラマをお見せすることができたのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。まだ刊行されて間もないことから、お祝いの言葉をいただいておりますが、5月中旬の行政学会の開催以降からは様々なご批判が届くことになるでしょう。色々なことを述べているわけですから当然です。

最後になりましたが、先の三課題をやり遂げるために、2度にわたる学外研究の機会をいただくことができたことは幸運であり、応援いただいた同僚の皆様への感謝の意をここに表して筆を置きます。

(2017年4月20日記)

(ほり まさはる・政治学)

Study Group	研究会
	2017年2月～4月

法学部定例研究会：

- 17年 2月 16日 第6回海洋法に関する日中ワークショップ「海洋法に関する新たな展開と課題」：坂巻静佳氏「地域的漁業機関とBBNJに関する新たな国際的な法的拘束力のある文書との関係」、佐俣紀仁氏「BBNJに関する新たな国際的な法的拘束力のある文書の交渉における人類の共同財産原則」、彭峰氏「気候変動と海洋ガバナンス」、包毅楠氏「海の中央にある群島制度：論争と暫定的解決策」、下山憲二氏「海洋環境保護に対する国連海洋法条約上の義務と南シナ海仲裁判決」、石井由梨佳氏「南シナ海仲裁裁判と国連海洋法条約第121条3項」、坂元茂樹氏「南シナ海仲裁判決における九段線の法的地位」、金永明氏「南シナ海問題に関する中国の政治と法の分析」
- 17年 3月 4日 商法研究会：瀬谷ゆり子氏「募集株式発行にかかる法規制の変遷ーライツ・オフリングをめぐる課題」、土岐孝宏氏「判例研究 火災保険における故意免責・法令違反免責の成否」広島高判平成27年11月18日判時2310号108頁
- 17年 3月 23日 第6回最高裁研究会：Jean-Paul Costa氏「Protection of Human rights by national and international courts: a comparison」
- 17年 3月 31日 2016年度第2回政治学研究会：Haig Patapan氏「The Judicial Post of the Australian High Court: Reflections on the political role of a legal institution」
- 17年 4月 12日 講演会：Hanns Prütting氏「Der Arzthaftungsprozess im deutschen Recht」
- 17年 4月 22日 商法研究会：島田志帆氏「ドイツ法における適時開示規制」、竹瀆修氏「ドイツ保険契約法における自殺免責 その2」
- 17年 4月 27日 第7回最高裁研究会：井戸謙一氏「最近の原発訴訟からみる裁判所の変化」

Research Grant	科研費
	2017年度

- 基盤研究 (B) 国連海洋法条約体制の包括的分析ー条約発効20年の総括と将来への展望
研究代表 薬師寺 公夫
- 基盤研究 (B) 現代民主主義の構築における司法の役割と国民的基盤ー司法行動・制度改革の実証的研究
研究代表 市川 正人
- 基盤研究 (C) 行政責任の拡大とそれに伴う損害の法的調整に関する日仏比較研究
研究代表 北村 和生
- 基盤研究 (C) 空項の意味論／語用論的研究
研究代表 藏藤 健雄
- 基盤研究 (C) ドイツにおける人権の私人間効力論の再検討ー労働関係を基点として
研究代表 倉田 原志
- 基盤研究 (C) 規範履行確保手続の重要性
研究代表 吾郷 眞一
- 基盤研究 (C) 米国厳罰政策の転換がわが国の少年司法に及ぼす影響に関する研究
研究代表 山口 直也

- 基盤研究 (C) 黙秘権放棄が認められる法的・制度的条件についての研究
研究代表 瀧野 貴生
- 基盤研究 (C) 医療訴訟における専門的知見活用策の比較法的研究 — 書面鑑定と交互尋問を超えて
研究代表 平野 哲郎
- 基盤研究 (C) ウェストミンスター・モデル諸国と日本における議会慣習の国際比較
研究代表 小堀 眞裕
- 基盤研究 (C) ベトナム戦争期の日・ビルマ・米関係 — 戦後日本の国際秩序構想の特質
研究代表 吉次 公介
- 基盤研究 (C) つながり構築するプロジェクト授業がドイツ語初学者の学習意欲に及ぼす効果の研究
研究代表 田原 憲和
- 基盤研究 (C) 行政参加手続の新展開
研究代表 正木 宏長
- 基盤研究 (C) イノベーション政策下における国家・大学間関係に関する公法学的比較研究
研究代表 中島 茂樹
- 基盤研究 (C) 修復的正義の観点からの〈損害の可視化〉を実現するための損害論の法心理学的再構築
研究代表 松本 克美
- 基盤研究 (C) 現代オーストラリア小説から読み解く先住民とヨーロッパ人の関係性
研究代表 佐藤 渉
- 基盤研究 (C) 明治期の日本人留学生のドイツにおける法学博士学位の取得とその法史上の意義
研究代表 高橋 直人
- 基盤研究 (C) グローバル化および「世代間公正」と向き合う選挙制度の憲法学的考察
研究代表 植松 健一
- 基盤研究 (C) 欧州人権条約の国内実現における欧州人権裁判所による司法的外交の法的基盤
研究代表 徳川 信治
- 基盤研究 (C) 主観的リスクの現代的変容と保険カバーの法的対応
研究代表 竹瀆 修
- 基盤研究 (C) 会社訴訟のコーポレートガバナンスにおける役割の変容
研究代表 山田 泰弘
- 基盤研究 (C) アクターの選好形成に係る中範囲理論を用いた地方政治の多様性に関する研究
研究代表 徳久 恭子
- 若手研究 (B) 子会社利害関係者の保護と親会社の責任
研究代表 清水 円香
- 若手研究 (B) 候補者の民族背景が投票行動に影響を及ぼす政治的条件の解明
研究代表 村上 剛
- 若手研究 (B) 著作権法における属地主義とその限界に関する多元的考察
研究代表 畑中 麻子
- 若手研究 (B) 締約強制法理の再構築
研究代表 谷江 陽介
- 若手研究 (B) ポスト基礎付け主義時代におけるデモクラシーの行方：アゴニズムの民主主義論を中心に
研究代表 山本 圭
- 若手研究 (B) 現代民主主義論における規範性の再定位 — 自由主義思想を手掛かりとして
研究代表 山本 圭
- 研究成果公開促進費 (学術図書)
訴訟と専門知 — 科学技術時代における裁判の役割とその変容
研究代表 渡辺 千原
- 研究成果公開促進費 (学術図書)
医師民事責任の構造 — 実体法と訴訟法の交錯
研究代表 平野 哲郎



立命館ロー・ニュースレター

第 83 号 (2017 年 6 月)

編集日 立命館大学法学会

ニュースレター編集委員会 (法学部研究委員会)

発行 : 立命館大学法学会

〒 603-8577 京都市北区等持院北町 56-1

TEL : 075-465-8177

FAX : 075-465-8294

URL : <http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/>

[law/lex/newsletterindex.htm](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/newsletterindex.htm)